平成２４年（フ）第３７０号
大阪府豊中市大黒町２丁目16番20―305号
破産者　宮迫　淳子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０８号
大阪市浪速区日本橋西２丁目２番１―1106号、前住所大阪市北区長柄東２丁目３番30―401号
破産者　曽我　圭介
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７４号
大阪府守口市南寺方東通５丁目22番31―A901号、前住所大阪府守口市南寺方東通４丁目15番１号
破産者　奥手　　浩
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７６号
大阪市西淀川区佃５丁目12番４―1503号
破産者　細川美枝子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３９号
大阪府豊中市千里園１丁目１番８―206号、前住所大阪府豊中市東豊中町６丁目11番６―105号
破産者　里見　嘉昭
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５８号
大阪市生野区巽中２丁目６番30―801号、前住所大阪市生野区小路東４丁目４番８号
破産者　荒川　義昭
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０９号
大阪府藤井寺市大井５丁目20番19号
破産者　邨田　敏彦（旧姓竹本・藤原）
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１０号
大阪府藤井寺市大井５丁目20番19号
破産者　邨田祐季子（旧姓平谷）
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３３号
大阪府河内長野市木戸町13番地の13、前住所大阪府河内長野市南貴望ケ丘28番16号
破産者　山田技研工業こと　山田　隆一
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅５棟207号
破産者　伊福　　進
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
堺市北区中百舌鳥町４丁87番地２
破産者　石橋　修三
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
岡山県津山市妙原79番地
破産者　小林　信行
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４５号
広島市安芸区船越６丁目20番27号
破産者　永戸　孝子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４２号
広島市東区福田８丁目４番21―102号
破産者　宍戸　文子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２１号
広島県安芸郡府中町青崎東８番41号
破産者　後河内行雄
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２２号
広島県安芸郡府中町青崎東８番41号
破産者　後河内恵美こと　李　　恵美
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９７号
北九州市若松区白山２丁目11番36号101号室
破産者　杉原　　隆
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５号
北九州市戸畑区新池３丁目６番15―901号
破産者　髙橋五十六
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１号
大分市大字上宗方1611番地の１
破産者　末岡　伸一
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係